

特定処遇改善加算に係る情報公開

令和元年 10 月より「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当事業所におきましても加算暫定を行っております。「介護職員等特定処遇改善加算」を暫定するにあたり、以下の要件を満たしている必要があります。

1. 現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)のいずれかを取得していること
2. 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
3. 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

以上の要件に基づき、当事業所における処遇改善に関する具体的な取り組みを公表いたします。

区分	具体的内容
入職促進に向けた取り組み	法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
両立支援・多様な働き方の推進	有給休暇が取得しやすい環境の整備
生産性向上のための業務改善の取組	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
やりがい・働き外の醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員 の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善